

東京家庭裁判所委員会報告

～東京家裁における親ガイダンスの取組について～

東京家庭裁判所委員会委員 第一東京弁護士会 相原 佳子(43期) ●Yoshiko Aibara

平成30年12月10日に開催された東京家庭裁判所委員会について報告します。

今回のテーマは「東京家裁における親ガイダンスの取組について」でした。親ガイダンスとは、「父母に対し、父母間の紛争が子に与える影響、紛争下にある子の心理、紛争下にある子への適切な接し方等に関する知識付与や助言を行う」ものです。アメリカでは、広く導入され、カナダ、オーストラリア、韓国などでも実施されています。我が国では、平成22年に盛岡家裁が実施したことを皮切りに、平成27年に京都家裁、翌年には大阪家裁でそれぞれのやり方で取り組みが進んでいるとのことでした。

東京家裁では、具体的には、当事者に、「子の福祉を最優先とした解決を図ることの重要性の理解を促す」ことを目的に、概ね18歳未満の子がいる夫婦の夫婦関係調整調停事件の当事者に対して、初回期日の待ち時間にビデオを視聴してもらうという取組がこの9月半ばから開始されています。具体的には、ビデオの中で二人の男女の調査官が、調停で話し合うべきこと（親権、養育費、面会交流など）、夫婦の紛争下にある子の心理状態や、親として配慮すべきことを、交代にわかりやすく説明しています。

これまで（平成30年9月10日から11月末日まで）、当事者としては722人、代理人も、のべ368人が視聴しているとのことでした。当事者の反応としては、概ね好評であり、共通認識を得るための一助にはなっているのではないかと認識を担当裁判官や調査官はもっておられるようでした。ただ、少数ではありますが、ケースによっては、わかりきったことを言っているとの意見や、反発を感じるといった方もいるようです。

DVDを視聴後に、家裁委員による意見交換がなされました。委員からは、「概ね好評との

ことであるが、実際の調停において、初回にDVDを見た後に感想を聞かれても、率直な意見を言い難いのではないかと、「初回に限定することなく、適宜タイミングを見て実施するということが必要なのではないかと」等の意見が出ています。また、DVDについて「淡々と述べられており、家庭裁判所まで来る葛藤の深い夫婦に影響を与えることはできるのだろうか。」という感想もありました。これに対しては、あまり情緒的にならず、どちらかの味方をすると思われないよう配慮した結果であるとのことでした。また、夫婦関係調整調停事件が対象とのことであるが、近時は協議離婚を経ての面会交流事件も増加していることから、親ガイダンスの対象事件を広くすることが良いのではないかと意見もありました。

委員の中からの親ガイダンスを実施したことによって好結果が出ているのかとの質問に対し、裁判官から「着手後時間がそれほど経過していないことから、明らかな好結果が認められるわけではないが、若い夫婦が当事者の案件で、DVDを見て、父親が子どもに会いたいといってもいいことがわかったと語った事案がある。少しでも子どものことを両親に考えてもらえるきっかけになれば良いと思っており、今後の状況を見ていきたい。」と回答していました。なお、代理人の弁護士にこそ見てもらいたいという調停委員の言葉もあり、代理人も、未成年の子どものいる事件では、子どもの最善の利益を考える姿勢を忘れてはならないと再認識いたしました。 ■

※地裁・家裁の各委員会でも取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。